

2020年1月20日
東京エムオウユウ事務局

基準非適合油の搭載禁止に関するプレスリリースについて

MARPOL 条約附属書 VI の改正により、船舶の燃料油に関し、本年1月1日から一般海域では硫黄分が 0.50% m/m を超える燃料油（基準非適合油）の使用が禁止され、また、本年3月1日からは排ガス浄化装置を装備した船舶を除き基準非適合油の船上搭載が禁止されます。

本件に関連し、これらの規制については一切の例外を認めずに適用する旨のプレスリリース（英文）をパリMOUと合同で行いましたので、お知らせします。プレスリリースは英文ウェブサイト※に掲載しております（仮訳を添付）。

※ <http://www.tokyo-mou.org/>

以上

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田・寧（ニン）
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

【仮訳】
非適合燃料搭載禁止について

2020年1月20日
東京MOU
パリMOU

東京MOUとパリMOUは、両MOUに加盟する当局が2020年1月1日から適用の船舶用燃料油に関する新たな硫黄分規制への適合を確保するための検査を実施することについて、船主・オペレーターに一致協力して注意喚起を行ってきました。

新たに適用される規則では、本年1月1日から非適合油の使用が禁止されるほか本年3月1日からは排ガス浄化装置（EGCS）を備え付けた船舶を除き非適合油の船上での使用のための搭載が禁止されます。

今回の新たな規制への注意喚起のため、両MOUの加盟当局では2019年当初からPSC検査の際に新規制及びその実施時期への注意喚起文書を船舶に交付してきました。

この広報キャンペーンを通じ船舶乗組員の新規制特に本年1月1日に適用された規制への意識は高いことが証明されました。このため、本年3月1日に発効するEGCS非搭載船の非適合油搭載禁止要件に特に重点を置く必要があります。

昨年両MOUで交付した注意喚起文書にあるように船主・オペレーターは以下のいずれかの要件を遵守しなければなりません。

1. 硫黄分 0.50% m/m 以下の適合燃料油を使用すること
2. 硫黄分 0.50% m/m 以下の代替燃料（LNGなど）を使用すること、又は
3. MARPOL 条約附属書VI 第4規則にしたがって承認されたEGCSなどの代替手段となる装置を装備すること

IMO第73回環境保護委員会（MEPC73）では、本件規制に関しPSC当局に対し実用的なアプローチ（practical and pragmatic approach）を要請する必要はないとの見解で一致しており、両MOUでは0.50% m/m 硫黄分規制実施に係る要件は一切の例外なく適用することに合意しています。これには3月1日からの非適合油搭載禁止要件も含まれます。

2020年3月1日以降は非適合油の船上使用目的での搭載は排ガス浄化装置（EGCS）を備え付けた船舶についてのみ認められます。適合油を調達できない場合には旗国及び次寄港地の関係官署に「基準適合燃料油を入手できないことを証する書類」（FONAR）を提出しなければなりません。